

鼠ヶ関マリーナ管理運営業務委託仕様書

1. 基本理念

地域の活性化と産業の振興及び利用者のサービス向上を図り、公平な施設供用が出来るように努めるとともに温海地域のシンボルスポートであるヨットの普及啓発を行うものとする。

2. 委託期間及び営業期間等について

委託期間については、令和7年6月1日から令和10年3月31日とする。
(34ヵ月)

営業期間等については次の表のとおりとする。なお、研修ホールの利用及び管理運営については、鼠ヶ関自治会と相互に連絡を取りながら行うものとする。

- 営業時間 営業時間は次の表のとおりとする。ただし、知事の承認を受けて臨時に営業時間を変更する場合がある。
また、悪天候等により鼠ヶ関マリーナの利用が困難なときは鶴岡市の判断により臨時に利用時間を変更する場合がある。

期 間	営 業 時 間	留 意 事 項
4月1日～9月30日	8：30～18：00	事前予約により6：00から出港可能な対応をとること
10月1日～3月31日	8：30～17：00	

- 休業日 休業日は下記のとおりとする。ただし、知事の承認を受けて臨時に休業日を変更する場合がある。
また、悪天候等により鼠ヶ関マリーナの利用が困難なときは鶴岡市の判断により臨時に休業する場合がある。

休業日 ⇒ 火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする）1月4日～31日までは、水曜日も休業日とする。
ただし、下記(1)の期間については火曜日に関係なく休業日とし、(2)の期間については、休業日を設定しないこととする。また、(3)の期間は、水曜日も休業日とするが事前に申し込みがあった場合は営業日とする。

- (1) 12月29日～1月 3日
- (2) 4月25日～5月 7日
- (3) 12月 1日～2月28日（火曜日と水曜日を休業日とする）

3. 施設の概要及び所在地

(1) 所 在 地 鶴岡市鼠ヶ関字原海150

(2) 施設の内容

- ・ 船舶保管施設面積 (10,644 m²) 最大保管可能艇数
 - ディンギーヨット 76艇
 - クルーザヨット 16艇
 - モーターボート 109艇
- ・ 栈橋 (254m)
- ・ 浮き栈橋 (100m)

- ・ 物揚場 (97m)
- ・ 船揚場 (85m)
- ・ 上下架クレーン (1 基)
- ・ ウインチ (1 基)
- ・ 牽引運搬車 (3 台)
- ・ 給水施設 (36 基)
- ・ 給電施設 (8 基)
- ・ マリーナ管理事務所 (1 棟 938 m²)
 - マリーナ管理棟(管理事務所・トイレ・更衣室・シャワー・会議室・監視室等)
 - マリーナ研修ホール(バレーボール・バドミントン等レクリエーション可)
- ・ 倉庫 2 棟 (市有艇庫) (ヨット等)
- ・ 牽引車庫
- ・ 浮棧橋

4. 法令等の遵守

鼠ヶ関マリーナの管理運営業務にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令・規定その他関係する法令等に基づかなければならない。

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働基準法施行規則 (昭和 22 年厚生省令第 23 号)
- (3) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
- (4) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)
- (5) 地方自治法施行規程 (昭和 22 年政令第 19 号)
- (6) 地方自治法施行規則 (昭和 22 年内務省第 29 号)
- (7) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (8) 消防法施行令 (昭和 32 年政令第 37 号)
- (9) 消防法施行規則 (昭和 32 年自治令第 6 号)
- (10) 山形県港湾施設管理条例 (昭和 51 年 3 月 31 日山形県条例第 29 号)
- (11) 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則 (昭和 51 年 5 月 1 日山形県規則第 36 号)

5. 管理体制

(1) 職員の配置

鼠ヶ関マリーナを適切に管理運営するため、営業時間中は、所要の職員を配置する。営業時間中は、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置し、職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

○現場統括者

現場統括者として、次の要件を満たす者を配置する。

- ① マリーナ施設の管理運営に携わった実績を有する者
 - ② ヨット又はモーターボートの操船に関し、豊富な経験を有する者 (マリーナ利用者からのこれら舟艇の操船に関する相談に対応できる者) で 2 級小型船舶操縦士の資格を有する者
- 作業補助員：現場統括者の業務を補助する。
○事務補助員：現場統括者の事務作業を補助する。

(2) 法定資格者の配置

鼠ヶ関マリーナの管理運営に当たっては、以下の関係法令に定める有資格者を配置する。

- ・ 上下架作業を行うために必要な資格
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)

- 玉掛け技能講習 修了者
・ヨット又はモーターボートの操船に必要な資格
2級小型船舶操縦士

6. 委託する業務は次のとおりとする

(1) 施設及び設備管理業務

- ①施設全般（マリーナ管理棟、研修ホール、保管施設、係留施設、給水施設、給電施設、駐車場、会議室）は日常的に清掃・点検を行い、利用者の安全性・快適性の確保に努めること。
- ②点検により施設の異常を発見し、安全性に疑義が生じた場合は、速やかに鶴岡市に報告を行うこと。
- ③植栽管理及び環境整備を含む施設修繕を行うこと。
- ④斜路ウインチ・上下架クレーンは営業前・営業後に必ず日常点検を行い、安全性の確認をすること。なお、上下架クレーンは毎月1回、保守点検を行うこと。
- ⑤給水設備・給電設備・牽引車については、定期的に点検を行うこと。
- ⑥浮棧橋・係留柱・係船環については日常的に鎖損傷状況等を確認し、海上係留の支障にならないようにすること。

(2) 使用管理業務

- ①マリーナ研修ホール、会議室利用に係る利用調整、使用承認事務並びに使用方法の指導を行うこと。
- ②船舶保管施設使用及びウインチ・給水設備等の使用承認事務並びに使用方法の指導を行うこと。
- ③水域利用上のマナー、ルールの周知を図り、意識啓発を行うこと。

(3) 保管艇の上下架業務及び牽引業務

- ①保管艇の陸上海上間の上下架について、艇の重量等により斜路ウインチまたは上下架クレーン（クレーン運転士免許必要）により作業を行うこと。
- ②利用者から依頼された場合は陸上バースより保管艇を上下架装置場所まで移動する作業を行うこと。

(4) 出入港の管理把握及び海上状況の把握業務

- ①月毎の利用状況について管理・整理し、マリーナ施設利用状況及び出入港状況、月末時現在の艇保管状況について報告すること。

(5) 自主事業業務

- ①船舶定期検査・中間検査の立会代行業務、ジャッキアップ代行業務、時間外艇上下架業務について利用者の依頼により実施すること。

(6) 市有艇庫及び市有艇の管理業務

- ①市有艇庫及び市有艇について定期的に手入れ・点検を行い安全性・機能性を確保すること。

(7) ヨット普及指導業務

- ①広く市民にヨットの普及振興を図るために、市内小中学校及び市が認めるヨット教室の指導を行うとともに、海洋体験学習等の希望・要望があった場合は、市と協議し協力して業務遂行に努めること。また、市が共催・後援するヨット大会については、会場提供も含め積極的な協力体制をとること。

(8) 鼠ヶ関マリーナ利用促進業務

- ①多くの方々から利用していただくため、フェイスブック等のSNSを活用するなどして鼠ヶ関マリーナの最新の気象情報や釣果情報を発信することともに、利用者のサービス向上につなげるためアンケート等を実施し利用者の声を把握するとともに、利用者の立場に立った活動を積極的に行うこと。

(9) その他

- ①その他市が必要と認める業務
 ②鼠ヶ関マリーナの営業時間中は必ず上記(1)～(8)の業務を行う職員を配置し、サービスの徹底・充実を図ること。
 ③勤務及び管理日誌を作成し、毎月市に報告すること。

7. 施設利用者及び従業員の保障

- (1) 正当な施設管理上及び業務遂行中に生じた利用者に対する賠償責任については、鶴岡市が加入する保険を適用するものとする。なお、それを上回る賠償金額が生じた場合は、双方協議の上、費用負担を決定するものとする。
 (2) 受託者の重大な過失により施設管理上生じた利用者に対する賠償責任については、受託者の責により賠償するものとする。
 (3) 受託者が雇用する従業員の保障については、その一切を受託者が行うものとする。

8. 鶴岡市が加入する保険(単位:円)

(1) 受託者賠償責任保険

担保危険名称	保険金額			免責金額
	1名につき	1事故につき	総保険金額	(1事故につき)
財物賠償		30,000,000		100,000円

(2) ヨット・モーターボート総合保険(ディンギー型ヨット)

担保危険名称	保険金額			免責金額
	1名につき	1事故につき	総保険金額	(1事故につき)
財物賠償		1,000,000		50,000円
搭乗者障害	500,000			

(3) ヨット・モーターボート総合保険(モーターボート)

担保危険名称	保険金額			免責金額
	1名につき	1事故につき	総保険金額	(1事故につき)
財物賠償		20,000,000		1,000円
搭乗者障害	500,000	3,000,000		

(4) 自動車損害賠償責任保険

担保危険名称	保険金額			免責金額
	死亡による損害	後遺障害による損害	障害による損害	(1事故につき)
身体賠償	最高 30,000,000	最高 40,000,000	最高 1,200,000	なし

9. 権利義務の譲渡等の禁止

受託者はこの契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

10. 危機管理対応

受託者は、事故防止のための環境整備を徹底し、また自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、不測の事態に適切に対応できるよう危機管理体制を構築すること。

また、事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置について速やかに鶴岡市に報告すること。

1 1. 事業報告

(1) 実績報告書

受託者は、会計年度の実績報告書を作成し、鼠ヶ関マリーナの管理運営業務完了後速やかに鶴岡市に報告し、実績報告書の内容は次のとおりとする。

- ① 管理運営業務の実施状況及び利用状況
- ② その他管理の実態を把握するために必要な事項

(2) 月次報告書

受託者は、毎月報告書を作成し、翌月 10 日まで鶴岡市に報告し、月次報告書の内容は次のとおりとする。

- ① 利用状況（利用者数、出港艇集計等）
- ② その他必要な事項実績報告

1 2. 委託料の支払いについて

- (1) 委託料は月毎に支払うものとし、前月分の委託料を受託者の請求により翌月に支払うものとする。
- (2) 委託業務の内容等に変更があり、委託料の過不足が生じた場合は双方協議の上、変更契約を行うものとする。

1 3. その他

- (1) 鼠ヶ関マリーナ管理運営業務の遂行にあたっては、光熱水費の節減に努めること。
- (2) 本業務を第 3 者に委託または請け負わせてはならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び業務については、協議のうえ定めるものとする。